

保護者様

足立区立島根小学校
校長 渡辺 円
(公印省略)

9月の給食費について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
臨時休業等に伴い、9月の給食費について、以下のとおり処理させていただきます。

1. 臨時休業に伴う調整について

年度内最後の徴収日（令和4年2月7日）の引落額で調整いたします。
1食単価分の給食費 × 9月の給食実施回数 を引き落とす予定です。
学年ごとの1食単価は右表のとおりです。

学年	1食単価
1	222
2	222
3	240
4	240
5	256
6	256

例) 給食実施回数が予定通り12回(9/13~30)の場合で3年生の引落額
240円 × 12回 = 2,880円

万が一、10月以降に給食費の調整が必要になった場合も、同様に2月
で調整いたしますので、引落額については、1月に改めてご連絡させていただきます。

2. 臨時休業明けの給食費について

一部簡略化した献立となりますが、1食単価に変更はありません。
余剰分については、通常給食に戻った際に、内容充実等で対応させていただきます。

また、リモート学習を選択された方、登校しても給食を食べずに下校された方については、10月
中旬以降に個別に返金をいたします。

ただし返金できるのは、先に学校メールでお知らせしたとおり、ご連絡をいただいた翌日を1日目
として、土日祝日を除く4日目以降の分からとなります。(下表参照)

給食 有→無で、返金可能な連絡日の期日

日	月	火	水	木	金	土
9/12	13 9/7まで	14 9/8まで	15 9/9まで	16 9/10まで	17 9/13まで	18
19	20(祝)	21 9/14まで	22 9/15まで	23(祝)	24 9/16まで	25
26	27 9/17まで	28 9/21まで	29 9/22まで	30 9/24まで	10/1 (都民の日)	2

※上記期日を過ぎた場合でも変更は可能ですが、返金はできません。

※逆に、無→有の場合は、前日15時までにご連絡いただければ、ご用意いたします。その場合、
給食費は徴収いたします(=返金しません)。

返金の対象の方には、改めて個別に通知させていただきます。

以上です。

不明な点がありましたらご連絡ください。